

北見市男女共同参画審議会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

	氏名	所属団体等	備考
1	奥山 るみ子	北見市立小中学校長会 教育関係者	
2	海田 有一	公益社団法人北見地方法人会	
3	鹿又 百合子	公募委員	
4	河田 大輔	きたみらい農業協同組合 農業関係者	
5	菅原 征子	端野自治区推薦	
6	鶴巻 寿子	北見自治区推薦	
7	藤井 紀一	北見商工会議所 事業所関係者	
8	古田 亜由美	留辺蘂自治区推薦	
9	松井 映美子	公募委員	
10	松平 斉之	常呂自治区推薦	
11	山本 憲志	日本赤十字北海道看護大学 学識経験者	
12	渡辺 美知子	国立大学法人 北見工業大学 学識経験者	会長

○北見市男女共同参画を推進するための条例

(平成 18 年 7 月 4 日条例第 263 号)

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 基本理念(第 3 条―第 9 条)
- 第 3 章 市、市民、事業者及び教育関係者の責務(第 10 条―第 15 条)
- 第 4 章 男女共同参画を推進するための基本的施策(第 16 条―第 26 条)
- 第 5 章 北見市男女共同参画審議会(第 27 条―第 29 条)
- 第 6 章 雑則(第 30 条)
- 附則

私たち北見市民は、オホーツクの豊かな自然環境の中で、おおらかな心をもって、このまちで安心していきいきと暮らしたいと願っています。

私たちは、お互いの人格、個性、能力、価値観を理解し、認め合い、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において責任をもって生きることのできる男女共同参画社会を築くことが、いま、この時代と、これから生まれる人たちにとって、とても大切なことであると信じます。

また、人権を侵害するあらゆる形態の暴力を根絶することは、男女共同参画社会の実現に不可欠です。私たちは、すべての人が人として尊重される社会を理想として、行動していくことを決意します。

男女共同参画社会の実現は、未来に希望をもてるまちづくりのための道標です。私たち北見市民は、多様な性のあり方や人権が尊重され、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮することができる社会を実現するための大きな第一歩として、ここにこの条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女の人権の尊重及び平等の理念に基づき、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定めるとともに、市、市民、事業者及び教育関係者の責務と基本施策を明らかにすることにより、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 すべての人が、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、自らの意思で社会のあらゆる分野における活動に参画することをいう。

(2) 積極的改善措置 男女共同参画を推進するため、必要な範囲内において、男女間の格差を積極的に改善することをいう。

(3) セクシュアル・ハラスメント 性的言動により、他人の生活環境を害すること、及び性的言動に対する他人の対応によりその他人に不利益を与えることをいう。

第2章 基本理念

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的にも間接的にも性別による差別的な取扱いを受けないこと、性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他男女の人権が尊重されることを旨として行われなければならない。

2 男女共同参画の推進に当たっては、男女の性別にかかわらず、性同一性障がいを持つ人その他多様な性を持つ人の人権についても配慮しなければならない。

(暴力の根絶)

第4条 男女共同参画の推進は、あらゆる形態の暴力を根絶することが男女共同参画社会を実現するために不可欠であることを旨として行われなければならない。

(社会制度又は慣行についての配慮)

第5条 男女共同参画の推進に当たっては、性別による固定的な役割分担にとらわれることのないように、社会における制度及び慣行をできる限り中立なものとするように配慮しなければならない。

(共同参画の機会確保)

第6条 男女共同参画の推進は、男女が市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保するために積極的改善措置をとることを旨として行われなければならない。

(家庭生活とその他の活動の両立)

第7条 男女共同参画の推進は、男女が家族の一員として、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と学校、職場、地域などの活動を両立させることができるようにすることを旨として行われなければならない。

(性と生殖に関する健康と権利)

第8条 男女共同参画の推進は、妊娠、出産などに関して男女が互いに理解を深め、性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行われなければならない。

(国際協調)

第9条 男女共同参画の推進は、国際社会と協調することを旨として行われなければならない。

第3章 市、市民、事業者及び教育関係者の責務

(市の責務)

第10条 市は、男女共同参画の推進を主要な政策として位置づけ、前章の基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画を推進するための施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、これを公表し、実施しなければならない。

2 市は、男女共同参画の推進に当たっては、市民、事業者、国及び他の地方公共団体との連携を図らなければならない。

(市民の責務)

第11条 市民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進の重要性を自覚し、市と協力して、積極的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第12条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たって、男女共同参画を積極的に推進するとともに、働く男女が仕事と家庭生活等とを両立させることができるように職場環境を整備し、市が実施する男女共同参画を推進するための施策に協力するよう努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第13条 学校教育、社会教育その他あらゆる教育現場にかかわる者は、基本理念にのっとり、それぞれの教育の場において男女共同参画の推進に配慮するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害の禁止)

第14条 すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、性別を理由として、直接的にも間接的にも差別的な取扱いをしてはならない。

2 すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

3 すべての人は、家庭、学校、職場、地域その他社会のあらゆる分野において、異性に対し身体的又は精神的な暴力を行使してはならない。

(情報に関する留意)

第15条 すべての人は、公衆に情報を提供するに当たっては、性別による固定的な役割分担及び前条各項に規定する行為を助長し、又は連想させるような表現その他過度な性的表現を行わないよう努めなければならない。

第4章 男女共同参画を推進するための基本的施策

(基本計画)

第16条 市長は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために必要な施策の大綱
- (2) 男女の人権の尊重に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ北見市男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

(施策の策定などに当たっての配慮)

第17条 市は、施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(市民及び事業者の理解を深めるための措置)

第18条 市は、基本理念に関する市民及び事業者の理解を深めるため、情報の提供、広報啓発活動その他適切な措置を講じなければならない。

(教育及び学習の振興)

第19条 市は、学校教育、社会教育その他の教育の分野において、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の振興を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第20条 市は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を行うものとする。

(審議会などにおける男女共同参画の推進)

第21条 市は、その設置する審議会などの委員の委嘱などを行う場合は、男女の均衡に配慮するよう努めるものとする。

(市民及び事業者に対する支援)

第22条 市は、男女共同参画の推進に関する市民及び事業者の活動を支援するため、情報の提供、人材の育成、拠点施設の整備その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第23条 市は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、必要な推進体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第24条 市は、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(報告書の作成及び公表)

第25条 市長は、毎年、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について報告書を作成し、これを公表しなければならない。

(苦情及び相談)

第 26 条 市は、男女共同参画の推進に関する市民及び事業者からの苦情及び相談を処理するための総合的な窓口を設けるものとする。

第 5 章 北見市男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第 27 条 男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するため、北見市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の権限)

第 28 条 審議会は、基本計画に関する事項その他男女共同参画の推進に関わる事項について、市長の諮問により又は必要に応じて調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第 29 条 審議会は、12 人の委員をもって組織する。この場合において、男女のいずれか一方の委員の数は、5 人未満であってはならない。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、産業、職業、年齢層の均衡に配慮し、市長が委嘱する。

(1) 学識経験のある者

(2) 公募に応じた者

(3) その他市長が必要と認めた者

3 委員の任期は、2 年とし、1 年ごとにその半数を改嘱する。ただし、再委嘱を妨げない。

4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 委員は、連続して 3 期(補欠委員の任期に係る期数を除く。)を超えて在職することができない。

6 市長は、特別の事由があると認めるときは、任期中であっても委員を解嘱することができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第 6 章 雑則

(委任)

第 30 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の後、最初に委嘱される委員のうち、半数の者の任期は、第 29 条第 3 項の規定にかかわらず、1 年とする。

○北見市男女共同参画審議会規則

(平成 18 年 7 月 10 日規則第 252 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、北見市男女共同参画を推進するための条例(平成 18 年北見市条例第 263 号)第 29 条第 7 項の規定に基づき、北見市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第 2 条 審議会に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、審議会の会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 3 条 審議会の会議は、会長が招集し、会長は、その議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴き、又は当該関係者に対し必要な資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 4 条 審議会は、専門的事項に関して審議するため部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちからその都度会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、部会に属する委員のうちから互選する。

4 部会長は、部会の会務を掌理する。

5 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第 5 条 審議会の庶務は、市民環境部において処理する。

(補則)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成 18 年 7 月 14 日から施行する。

第2次北見市男女共同参画基本計画骨子（案）

北 見 市

あなたとわたし ともに活躍できるまちー第2次男女共同参画プランきたみー（仮称） 構成案

はじめに

第1章 計画策定の背景

- 1 男女共同参画社会実現に向けた国内外の取り組み
(1) 国際社会の取り組み (2) 国・北海道の取り組み (3) 北見市の取り組み
- 2 社会情勢の変化

第2章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画の基本理念
- 3 計画の基本目標
- 4 計画の位置づけ
- 5 計画の期間
- 6 計画において強調する視点
- 7 北見市の目指す姿
- 8 成果指標
- 9 計画の体系

第3章 計画の内容

- 基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進
基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和と働く女性の活躍支援
基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり
基本目標Ⅳ 男女がともに安心して暮らせるまちづくり
基本目標Ⅴ 推進体制の確立

【資料編】

- 1 男女共同参画社会基本法
- 2 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）
- 3 北見市男女共同参画を推進するための条例
- 4 北見市男女共同参画審議会規則
- 5 北見市男女共同参画推進本部設置規程
- 6 男女共同参画推進連絡会議設置要綱
- 7 計画の策定体制、策定の経緯
(1) 諮問書 (2) 答申書 (3) 北見市男女共同参画審議会委員名簿
- 8 用語解説集

第1章 計画策定の背景

(略)

第2章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

急速な人口減少や少子高齢化の進行により家族形態は変化し、価値観やライフスタイルが多様化するなど、私たちを取り巻く環境は大きく変化しており、このような社会情勢の変化に対応し、豊かな活力ある地域をつくるためには、誰もが人権を尊重され、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現に向けて取り組んでいく必要があります。

国においては、平成11年(1999)年6月に「男女共同参画社会基本法」を制定し、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の実現を我が国の最重要課題のひとつとして位置づけられました。

北見市でも、平成18(2006)年7月に北見市男女共同参画を推進するための条例を制定、平成20(2008)年2月に、北見市男女共同参画基本計画「あなたとわたし ともに生きる21世紀—男女共同参画プランきたみ—」を策定し、北見市の男女共同参画に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本市における男女共同参画社会づくりを進めてきましたが、女性のあらゆる分野への参画や就労、ワーク・ライフ・バランスの推進など、課題は多く残ります。

また、国において、平成27(2015)年9月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(以下、女性活躍推進法という。)」を制定し、仕事と家庭生活を両立できる環境の整備など、職業生活における女性の活躍の推進により、豊かで活力ある社会の実現を図ることとされました。

このような国の動き、社会情勢の変化、本市の男女共同参画に関する現状や課題を踏まえたうえで、プランの見直しを行い、第2次北見市男女共同参画基本計画「あなたとわたし ともに活躍できるまち—第2次男女共同参画プランきたみ—」(平成30年度～39年度)を策定するものです。

2 計画の基本理念

この計画は、北見市男女共同参画を推進するための条例に規定する、次の7つの基本理念にもとづき、北見市における「男女共同参画社会」（男女共同参画社会基本法第2条）の実現を目的としています。

北見市の男女共同参画を推進するための7つの基本理念

【1】男女の人権の尊重（第3条）

男女の個人としての尊厳が重んじられ、男女の性別による差別をなくし、性別にとらわれず個人として能力を発揮する機会を確保し、その他男女の人権が尊重され、性同一性障がいを持つ人その他多様な性を持つ人の人権についても配慮する必要があります。

【2】暴力の根絶（第4条）

あらゆる形態の暴力を根絶することが男女共同参画社会を実現するために不可欠であることを旨として行う必要があります。

【3】社会制度又は慣行についての配慮（第5条）

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、社会における制度及び慣行をできる限り中立なものとするように配慮する必要があります。

【4】共同参画の機会確保（第6条）

男女が市の政策又は事業所における方針の立案及び決定に共同して参画する機会を確保するために積極的改善措置をとることを旨として行う必要があります。

【5】家庭生活とその他の活動の両立（第7条）

男女が家族の一員として、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と学校、職場、地域などの活動を両立させることができるようにすることを旨として行う必要があります。

【6】性と生殖に関する健康と権利（第8条）

妊娠、出産などに関して男女が互いに理解を深め、性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行う必要があります。

【7】国際協調（第9条）

国際社会と協調することを旨として行う必要があります。

男女共同参画社会とは

男女共同参画社会の定義(男女共同参画社会基本法第2条)

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

3 計画の基本目標

この計画では、本市における男女共同参画社会の実現を目指すため、次の5つの基本目標を掲げて施策を推進します。

【基本目標Ⅰ】 あらゆる分野における男女共同参画の推進

男女共同参画社会を実現するためには、男女が性別や年齢にかかわらず、家庭や職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野における様々な活動に、対等な立場で共同に参画することが必要です。その参画機会を確保するために、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）をさらに推進し、様々な状況において女性の視点や意見を反映させ、男女がともに役割や責任を担い参画できる社会を目指します。

【基本目標Ⅱ】 仕事と生活の調和と働く女性の活躍支援

【女性の活躍推進計画】

男女がともに働きやすく、女性が活躍しやすい職場環境を作るためには、長時間労働や従来の男性中心型の働き方を見直し、一人ひとりが仕事と家事・育児や家族の介護などを両立するために、多様な生き方や働き方を選択できる、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現を推進し、家庭生活への男性の参画を進めることで、「女性も男性も、ともに働き、ともに育てる社会」を目指します。

【基本目標Ⅲ】 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

男女共同参画社会を実現するためには、一人ひとりが、お互いの人格、個性、能力、価値観を理解し、認め合い、尊重し合う意識づくりが必要です。そのためには、一人ひとりの男女共同参画への理解の促進が不可欠であることから、男女の不平等感や性別による固定的な役割分担意識の解消に向けて、積極的な広報・啓発活動を展開し、家庭や学校教育、社会教育その他のあらゆる分野において必要な考え方を周知し、社会全体の意識の改革を目指します。

【基本目標Ⅳ】 男女がともに安心して暮らせるまちづくり

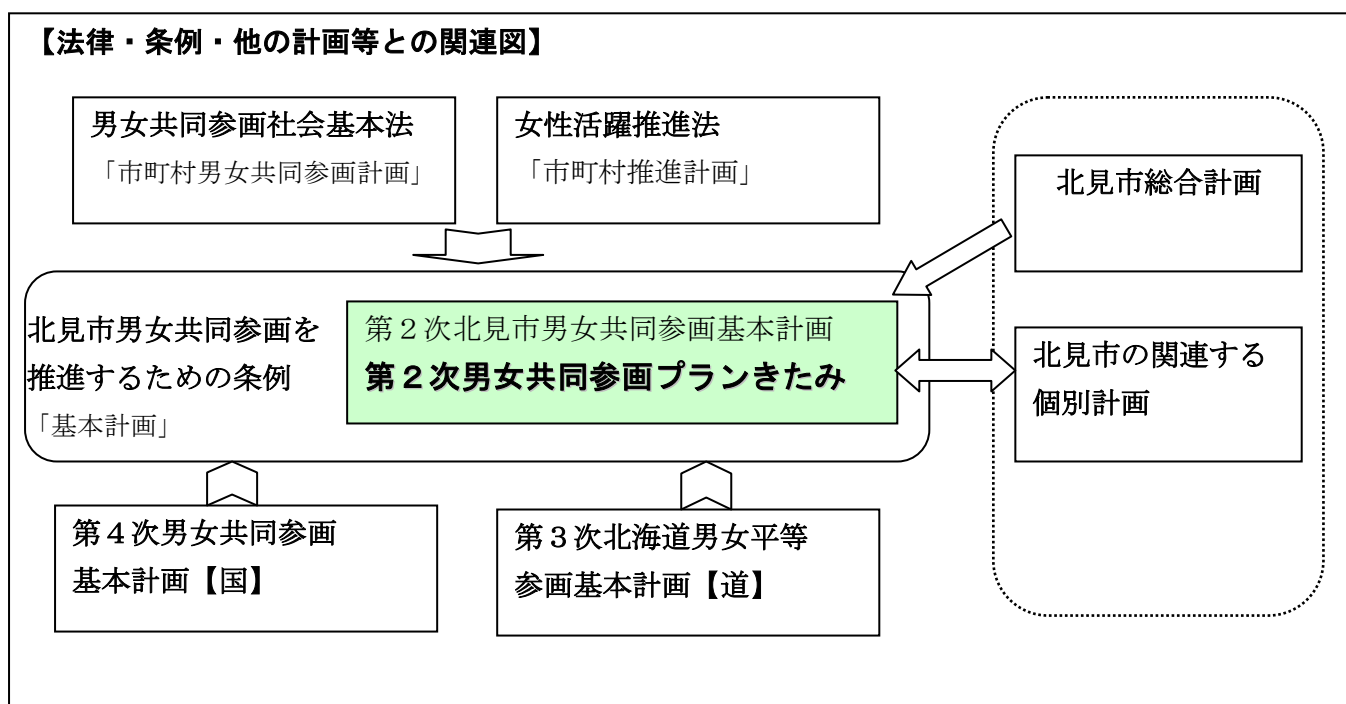
女性も男性も心身ともに健康で、高齢者や障がい者、性同一性障がいやその他多様な性を持つ人などの人権についても配慮し、人権を侵害し、男女共同参画を阻害するDV（ドメスティックバイオレンス）等の女性に対する暴力をはじめとする、あらゆる形態の暴力の根絶に努め、男女がともに、心豊かに安心していきいきと暮らすことができる、未来に希望を持てるまちを目指します。

【基本目標Ⅴ】 推進体制の確立

男女共同参画社会の実現に向けた市の各施策を総合的かつ計画的に推進していくため、計画の進捗状況を検証管理する庁内の現行推進体制を継続するとともに、計画をより一層推進していくために、市単独ではなく、市民、事業者、民間団体等と連携して男女共同参画社会の実現に向けて取り組む体制づくりを目指します。

4 計画の位置づけ

- (1) この計画は、男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項及び北見市男女共同参画を推進するための条例第 16 条の規定に基づく、本市の男女共同参画を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画です。
- (2) この計画の一部を、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 6 条第 2 項の規定に基づく「市町村推進計画」として位置づけます。
- (3) この計画は、国の第 4 次男女共同参画基本計画及び北海道の男女平等参画基本計画の趣旨を踏まえて策定し、北見市総合計画及び本市の関連計画との整合を図っています。



5 計画の期間

計画の期間は、平成 30（2018）年度から平成 39（2027）年度までの 10 年間とします。また、適切な施策の推進を図ることから、平成 34（2022）年度に計画の中間見直しを行います。

なお、国の動向や社会経済情勢の変化、計画の進捗状況等に応じ、見直しが必要な場合には、適宜行います。

6 計画において強調する視点

北見市における現状と課題、特徴等を踏まえ、本市における男女共同参画社会の実現を目指し、次の4つを計画において強調する視点とします。

北見市における現状と課題

急速な少子高齢化の進行に伴う生産年齢人口の減少により、北見市の労働力不足・人材不足が懸念される
(北見市人口ビジョンによる平成37年の人口推計は110,586人で約1万人減少見込み)

【北見市の現状と課題】

- ◇結婚・出産・子育てに直面して一旦仕事を離れてしまう女性が多いことによる、20歳代後半から30歳代後半の既婚女性の労働力率の低下
- ◇職場、政治や行政の場、社会通念・慣習、社会全体における男女の地位の不平等感
- ◇市職員、民間企業において、進まない女性管理職の登用
- ◇第1次産業、第2次産業に占める女性の就業割合が低い
- ◇男性の家事・子育てへの参画が少なく、家庭における女性の負担感が大きい
- ◇少子高齢化が進行しても、企業における介護休業の取得は増えていない
- ◇まちづくり活動、ボランティア活動、趣味、自己啓発、健康づくり、スポーツ等の「仕事以外の時間」を希望する人が増加しているが、仕事との両立が実現できていない
- ◇市内の相談機関におけるDV相談受付件数の増加(特に、精神的な暴力に関する相談が急増)

【北見市に必要なこと】

- ①仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)が実現できる多様な働き方の推進、男女がともに働き、ともに育てやすい環境づくりが必要
- ②市政や企業の政策・方針決定過程や地域活動の場など、女性が少ない分野へ参画しやすい仕組みづくりや女性の活躍に向けた人材育成、キャリア形成への支援が必要
- ③教育や家庭における、子ども・若年層の世代への男女共同参画・人権尊重の意識づくりが必要
- ④女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた意識の普及啓発をさらに強化する必要がある

この計画で強調する4つの視点

①男女の働き方の見直しによるワーク・ライフ・バランスの実現

②働きたい・働き続けたい・活躍したい女性への参画支援

③子ども・若年層への男女共同参画・人権尊重の意識づくり

④女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の強化

7 北見市の目指す姿

北見市男女共同参画を推進するための条例に基づく「7つの基本理念」に基づき、この計画の「5つの基本目標」に強調する「4つの視点」を盛り込み、第2次北見市男女共同参画基本計画を総合的・計画的に推進することにより、10年後の北見市の目指す姿を「あなたとわたし ともに活躍できるまち きたみ」として描きます。

北見市男女共同参画を推進するための条例						
7つの基本理念						
【1】 男女の人権の尊重	【2】 暴力の根絶	【3】 社会制度又は慣行についての配慮	【4】 共同参画の機会確保	【5】 家庭生活とその他の活動の両立	【6】 性と生殖に関する健康と権利	【7】 国際協調
5つの基本目標						
I あらゆる分野における男女共同参画の推進	II 仕事と生活の調和と働く女性の活躍支援	III 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり	IV 男女がともに安心して暮らせるまちづくり	V 推進体制の確立		
この計画で強調する4つの視点						
① 男女の働き方の見直しによるワーク・ライフ・バランスの実現	② 働きたい・働き続けたい・活躍したい女性への参画支援	③ 子ども・若年層への男女共同参画・人権尊重の意識づくり	④ 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の強化			
男女共同参画社会の実現・女性の職業生活における活躍の推進						

北見市の目指す姿

あなたとわたし ともに活躍できるまち きたみ

女性と男性が、ともにお互いを認め合い、一人ひとりの個性と能力を十分に発揮し、多様なライフスタイルの中で、生きる「喜び」や「幸せ」を感じながら、いきいきと自分らしく活躍することができるまち 北見市

8 成果指標

北見市における男女共同参画社会の実現を目指し、適切に進行管理し、実効性のある計画とするため、成果指標として数値目標を定め、次のとおり設定します。

基本目標	項目	現状値	目標値 (34年度)	目標値 (39年度)	備考
I	市の審議会等委員に占める女性の割合	30.8% (H28.4.1)	40%	40%	総合計画 40% (H30)
I	女性のいない審議会数	17 機関 (H28.4.1)	10 機関	0 機関	
I	市職員の管理職に占める女性の割合	4.2% (H28.4.1)	10%	15%	特定事業主 行動計画 10% (H30)
I	市職員の係長職に占める女性の割合	21.7% (H28.4.1)	25%	30%	
I	市議会議員に占める女性の割合	10.7% (H28.4.1)	15%	20%	
I	自治会長に占める女性の割合	3.6% (H28.4.1)	5%	10%	
II	民間企業における女性課長相当職の割合	24.7% (H27年度)	30%	35%	
II	民間企業における女性係長相当職の割合	35.2% (H27年度)	40%	45%	
II	民間企業での男性の育児休業取得者数	0 人 (H27年度)	年間 5 人	年間 10 人	
II	「きたみワーク・ライフ・バランス認定事業所制度」の認定企業数	H28年度～ 実施	115 事業所	140 事業所	地方創生総 合戦略(H31) 100 事業所
II	6歳未満の子どもを持つ夫の家事育児関連時間2時間半以上の男性の割合	16.9% (H26年度)	25%	40%	男女共同参画 市民意識調査
III	家庭生活の中で男女平等となっていると思う市民の割合	31.3% (H26年度)	40%	50%	男女共同参画 市民意識調査
III	職場で男女平等となっていると思う市民の割合	15.7% (H26年度)	30%	50%	男女共同参画 市民意識調査
III	社会全体で男女平等となっていると思う市民の割合	14.6% (H26年度)	30%	50%	男女共同参画 市民意識調査
IV	民間シェルターにおけるDV相談の受付件数	675 件 (H27年度)	↘	↘	

9 計画の体系

あなたとわたし
ともに活躍できるまち
きたみ

基本目標

I あらゆる分野における男女共同参画の推進

基本的方向

- 1 市政における政策・方針決定過程への女性参画の促進
- 2 各種団体等における女性参画の促進
- 3 学校や地域社会への男女共同参画の推進
- 4 農山漁村における男女共同参画の推進

具体的施策



- (1) 市の審議会等委員への女性の参画の促進
- (2) 市の女性職員の管理職への登用促進と職域拡大
- (3) 女性の意見の市政への反映
- (1) 各種団体等における女性の参画の促進
- (2) 女性のキャリア形成と人材の育成
- (1) 地域活動における男女共同参画の推進
- (2) 学校活動、研究分野における女性参画の拡大
- (1) 農山漁村における男女共同参画意識の啓発と女性の参画の拡大
- (2) 農山漁村における女性が働きやすい環境の整備

基本目標

II 仕事と生活の調和と働く女性の活躍支援

【女性の活躍推進計画】

基本的方向

- 1 就業の場における男女共同参画の推進
- 2 男女の職業生活と家庭・地域生活及び学校の両立（仕事と生活の調和）支援 
- 3 男性中心型労働慣行等の変革と働く女性の支援 


具体的施策

- (1) 男女の均等な就業機会と待遇の確保
- (2) 企業、職場における女性の参画の拡大
- (1) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた意識啓発
- (2) 男女がともに働きやすい職場環境づくり
- (1) 男性が家庭生活に参画しやすい環境づくり
- (2) 多様な選択を可能にする働く女性の支援

基本目標

III 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

基本的方向

- 1 男女共同参画を推進する啓発活動の充実
- 2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実 
- 3 国際交流における男女共同参画の推進
- 4 地域の防災における男女共同参画の推進

具体的施策

- (1) 男女共同参画を推進する広報と啓発活動の展開
- (2) 男女共同参画の視点に立った表現の促進
- (1) 学校における男女平等教育の充実
- (2) 家庭・地域における男女共同参画の意識づくり
- (3) 生涯学習における男女共同参画の意識づくり
- (1) 男女平等に関する国際理解の促進
- (2) 国際交流と国際協力の促進
- (1) 防災分野における男女共同参画の推進
- (2) 男女共同参画の視点に基づく地域防災の推進

基本目標

Ⅳ 男女がともに安心して暮らせるまちづくり

基本的方向

1 性差に関連するあらゆる暴力や人権侵害の根絶



具体的施策

- (1) 女性に対する暴力の根絶を目指した意識の啓発
- (2) 夫・パートナーなどからの女性への暴力防止と被害者を支援する基盤づくり
- (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

2 性差に配慮した生涯にわたる健康保持

- (1) 生涯にわたる男女の健康づくりの支援
- (2) 多様な性への理解の促進とリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の普及
- (3) 妊娠・出産等に関する健康支援の充実
- (4) 安心して豊かに暮らせる生活環境の保全

3 安心して子育てができる環境の整備

- (1) 母性保護と母子保健の推進
- (2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実
- (3) ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり

4 高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境の整備

- (1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備と介護サービスの充実
- (2) 障がいをもつ男女がいきいきと暮らせる環境の整備

基本目標

Ⅴ 推進体制の確立

基本的方向

1 市民・事業者・団体・行政の連携による推進体制の確立

具体的施策

- (1) 庁内における男女共同参画の推進体制の強化
- (2) 計画の進行管理
- (3) 市民・事業者・民間団体等との連携による推進体制の確立

強調する4つの視点



…強調する視点に最も関連する重点施策

- ①男女の働き方の見直しによるワーク・ライフ・バランスの実現
- ②働きたい・働き続けたい・活躍したい女性への参画支援
- ③子ども・若年層への男女共同参画・人権尊重の意識づくり
- ④女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の強化

第3章 計画の内容

基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

基本的方向1 市政における政策・方針決定過程への女性参画の促進

市政における政策・方針決定過程において女性の視点や意見を反映させるため、市の審議会等委員への女性の登用促進に努めます。市の女性職員の登用目標については、公務職場である市職員が率先してこのような取り組みを進め、登用目標の達成に努めます。

(1) 市の審議会等委員への女性の参画の促進

- 市の審議会等委員への女性登用率の向上
- 女性のいない審議会等の解消

(2) 市の女性職員の管理職への登用促進と職域拡大

- 市の女性管理職、女性係長職の登用率向上
- 市の女性職員の職域拡大と女性職員割合の向上
- 女性の人材育成と登用に関する啓発活動の充実

(3) 女性の意見の市政への反映

- 女性の視点や意見を市政に積極的に反映する仕組みづくり

基本的方向2 各種団体等における女性参画の拡大

女性が積極的に各種団体等における女性の参画を拡大し、活躍したい女性のキャリア形成やエンパワーメントへの支援を行います。

(1) 各種団体等における女性の参画の促進

- 各種団体等における方針決定過程への女性参画の拡大
- 女性団体への支援

(2) 女性のキャリア形成と人材の育成

- 女性のキャリア形成やエンパワーメントへの支援

基本的方向3 学校や地域社会への男女共同参画の推進

自治会・町内会活動、PTA活動をはじめとする、地域に根差した組織・団体における方針決定過程への女性の参画を拡大し、これまで女性の参画が少ない分野への女性の参画を進めることで、男女共同参画の視点に立ったまちづくりを推進します。

(1) 地域活動における男女共同参画の推進

- 自治会・町内会長、PTA会長等地域活動団体への女性役員の促進
- 地域活動への女性の参画の促進

(2) 学校活動、研究分野における女性参画の拡大

- 女子学生の理工系分野への選択促進
- 学術分野における女性の採用・登用の促進

基本的方向4 農山漁村における男女共同参画の推進

農山漁村における方針決定過程への女性の積極的な参画、女性が男性のパートナーとして経営等に参画できるような女性の経営上の位置づけの明確化や女性の経済的地位の向上に向けた取り組みを推進します。

(1) 農山漁村における男女共同参画意識の啓発と女性の参画の拡大

- 農山漁村における方針決定過程への女性の参画拡大
- 性別役割分担意識の解消のための啓発活動

(2) 農山漁村における女性が働きやすい環境の整備

- 農山漁村における女性の経営上の位置づけの明確化や経済的地位の向上

基本目標Ⅱ 仕事と生活の調和と働く女性の活躍支援 【女性の活躍推進計画】

基本的方向1 就業の場における男女共同参画の推進

就業の場において、男女の均等な機会と待遇を確保し、ポジティブ・アクションに基づく、企業、職場の方針決定過程への女性の参画を拡大し、職場における男女共同参画意識の普及啓発を行います。

(1) 男女の均等な就業機会と待遇の確保

- 職場における男女の機会均等（採用・職域）
- 就労における実態調査と相談の充実

(2) 企業、職場における女性の参画の拡大

- 企業における方針決定過程への女性参画の促進
- 女性が少ない分野に女性が参画しやすい意識づくり

基本的方向2 男女の職業生活と家庭・地域生活及び学校の両立（仕事と生活の調和）支援

企業において男女がともに働きやすい職場環境づくりを目指し、男女が職業生活と家庭生活を両立することができるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた意識の普及啓発を行います。

（1）ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進に向けた意識啓発

○ワーク・ライフ・バランス意識の普及啓発

（2）男女がともに働きやすい職場環境づくり

○育児休業・介護休業を取得しやすい職場づくり

○企業への顕彰

基本的方向3 男性中心型労働慣行等の変革と働く女性の支援

女性が結婚・出産・介護を終えた後も継続して就業することができるように、これまでの長時間労働や男性中心型の働き方を改め、男性が家庭で家事・育児・介護等に参画しやすく、女性が多様な働き方・生き方を選択することができる環境づくりを目指します。

（1）男性が家庭生活に参画しやすい環境づくり

○男性が家事・育児・介護等に参画しやすい環境づくり

（2）多様な選択を可能にする働く女性の支援

○多様な生き方が選択できる「柔軟な働き方」の推進

○子育て・介護等により離職した女性の再就職支援

○女性の起業支援、自営業等の就業環境整備

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識づくり

基本的方向1 男女共同参画を推進する啓発活動の充実

男女共同参画意識の普及啓発を図るため、「男だから、女だから」という性別役割分担意識を解消し、あらゆる場面における不平等感の解消に向け、まずは身近な家庭の中から意識改革を目指し、社会全体の意識改革に広がります。

（1）男女共同参画を推進する広報と啓発活動の展開

○性別による固定的役割分担意識の見直しのための意識づくり

○市民への男女共同参画意識の醸成

（2）男女共同参画の視点に立った表現の促進

○市の広報物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進

基本的方向2 男女共同参画を推進する教育・学習の充実

男女共同参画の視点に立った多様な学習機会を提供し、子どもや若年層の世代において、家庭の中や学校生活、地域の中で男女共同参画・人権尊重意識の普及啓発を図ります。

(1) 学校における男女平等教育の充実

- 男女平等、人権尊重意識に基づく学校教育の推進
- 教員現場の職員等に対する男女共同参画意識の啓発

(2) 家庭・地域における男女共同参画の意識づくり

- 家庭の中における子どもへの男女平等、人権尊重意識づくり
- 若年層への男女共同参画の意識づくり

(3) 生涯学習における男女共同参画の意識づくり

- 男女共同参画の視点に立った多様な学習機会の提供

基本的方向3 国際交流における男女共同参画の推進

男女平等に関する国際理解を促進させ、関係団体との連携により、男女共同参画の視点に基づく国際交流活動の促進を行います。

(1) 男女平等に関する国際理解の促進

- 国際的な視野に立った男女共同参画に関する理解の促進

(2) 国際交流と国際協力の促進

- 関係団体との連携による国際交流活動の推進

基本的方向4 地域の防災における男女共同参画の推進

防災分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大を進めるとともに、男女共同参画の視点に基づく地域の防災体制づくりに努めます。

(1) 防災分野における男女共同参画の推進

- 防災に関する政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

(2) 男女共同参画の視点に基づく地域防災の推進

- 男女共同参画の視点に基づく防災体制の確立と普及啓発

基本目標Ⅳ 男女がともに安心して暮らせるまちづくり

基本的方向1 性差に関連するあらゆる暴力や人権侵害の根絶

身体的暴力だけではなく、精神的暴力、経済的暴力等も含めた、女性に対するあらゆる

暴力の根絶に向けて啓発活動を充実させます。また、関係機関との連携により防止対策やDV被害者等の保護支援を推進します。

(1) 女性に対する暴力の根絶を目指した意識の啓発

○DVなどの女性に対する暴力の防止などの広報・啓発活動

(2) 夫・パートナーなどからの女性への暴力防止と被害者を支援する基盤づくり

○DV被害者への相談支援体制の充実

(3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

○セクハラ防止対策の推進に向けた啓発活動

基本的方向2 性差に配慮した生涯にわたる健康保持

男女がお互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ生涯にわたる男女の健康の保持に向けた支援を行います。妊娠、出産期において、産前・産後の女性が活動しやすい環境の整備を図ります。

(1) 生涯にわたる男女の健康づくりの支援

○日々の健康な心と体づくりのための支援

○スポーツ活動や健康増進機会の提供

(2) 多様な性への理解の促進とリプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識の普及

○性の尊重に関する啓発活動の充実

○性同一性障がいやLGBT等の多様な性への理解の促進

(3) 妊娠・出産等に関する健康支援の充実

○安心して妊娠や出産ができる環境の整備、相談体制の充実

○不妊治療に対する支援

(4) 安心して豊かに暮らせる生活環境の保全

○安心して暮らせるための環境分野への啓発と参画の推進

基本的方向3 安心して子育てができる環境の整備

共働き家庭、ひとり親家庭など、様々なニーズに応じた保育サービスの充実を図り、多様なライフスタイルに対応して安心して子育てができる環境を整備します。

(1) 母性保護と母子保健の推進

○健康診査の実施や母子保健指導、相談体制の充実

(2) 多様なライフスタイルに対応した子育て支援の充実

○様々なニーズに応じた保育サービスの実施

(3) ひとり親家庭等の親子が安心して生活できる環境づくり

○ひとり親家庭等の自立支援、相談体制の充実

基本的方向4 高齢者や障がい者が安心して暮らせる環境の整備

高齢者が安心して暮らせる介護・生活支援体制を整備するとともに、介護者の負担軽減を図ります。また、障がいのある人が自立していきいきと暮らすことができるための支援を行います。

(1) 高齢者が安心して暮らせる環境の整備と介護サービスの充実

○高齢者がいきいきと暮らせる環境と家族の介護への支援

(2) 障がいをもつ男女がいきいきと暮らせる環境の整備

○障がい者の自立支援と社会参加や生きがいつくりの推進

基本目標V 推進体制の確立

基本的方向1 市民・事業者・団体・行政による推進体制の確立

北見市における男女共同参画社会づくりのために、庁内の推進体制を継続するとともに市民・事業者・団体・行政による推進体制を確立します。

(1) 庁内における男女共同参画の推進体制の継続

○男女共同参画推進本部、男女共同参画連絡会議による推進体制の継続

(2) 計画の進行管理

○男女共同参画に関する調査と計画の進行管理

(3) 市民・事業者・民間団体等との連携による推進体制の確立

○計画についての市民・事業者・団体等への周知

○市民・事業者・団体等と連携して推進する体制づくり